

腎疾患対策検討会作業班設置要綱

(目的)

1. 平成19年10月1日、腎疾患対策検討会(座長 浜松医科大学内科学第一講座教授 菱田明)において、今後の腎疾患対策の方向性の素案を作成するため、より具体的・専門的な検討を進めることが提案された。

このため、腎疾患対策検討会作業班(以下、「作業班」という。)を設置し、本作業班により検討を行い、その内容をもとに腎疾患対策検討会において審議していくものとする。

(組織)

2. 作業班の班員及び班長は、腎疾患対策検討会座長が選任し、疾病対策課長が参集を求め、また、必要に応じて適宜専門家の意見を聞くことができるものとする。

(会議の公開)

3. 作業班の会議は公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合または知的財産権その他個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、班長は、会議を非公開とすることができる
4. 班長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

5. 作業班における議事は、次の事項を定め、議事録に記録するものとする。
 - 一 会議の日時及び場所
 - 二 出席した班員の氏名
 - 三 議事となった事項
6. 議事録は公開とする。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、班長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
7. 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、班長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。

(作業班の庶務)

8. 作業班の庶務は、厚生労働省健康局疾病対策課において処理する。

(雑則)

9. この設置要綱に定めるほか、作業班の運営に必要な事項は、班長が定める。